

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年 6月14日
発信課 担当者	農業振興課 川島
連絡先	電話 25-7470
	FAX 26-8624
	E-mail k_kawahata@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 <u>会議・説明会</u> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	6月24日 ~ 月 日
発表項目 (行事名)	平成28年度旭川市農業再生協議会総会
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	次のとおり、「平成28年度旭川市農業再生協議会総会」を開催します。 1 日時 6月24日(金) 13時30分から 2 場所 旭川市神居町雨紛 旭川市農業センター(花菜里ランド)ホール 3 団体概要 (1) 設置目的 平成23年4月より、農業経営の安定と国内生産力の確保を図ること で、食料自給率の向上や農業の有する多面的機能が将来にわたり発揮さ れることを目的とした、農業者個別所得補償制度が本格実施されました。 この制度の旭川市における実施体制として、これまで地域の産地形成 を担ってきた地域水田農業推進協議会の特色を活かしつつ、本制度の円 滑な事業推進を図るための総合的な協議の場として設立されました。 (2) 設立年月日 平成23年5月11日
添付資料	<u>有</u> ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望 する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当 たっているのお願い	
備考	

旭川市農業再生協議会について

平成28年6月

旭 川 市

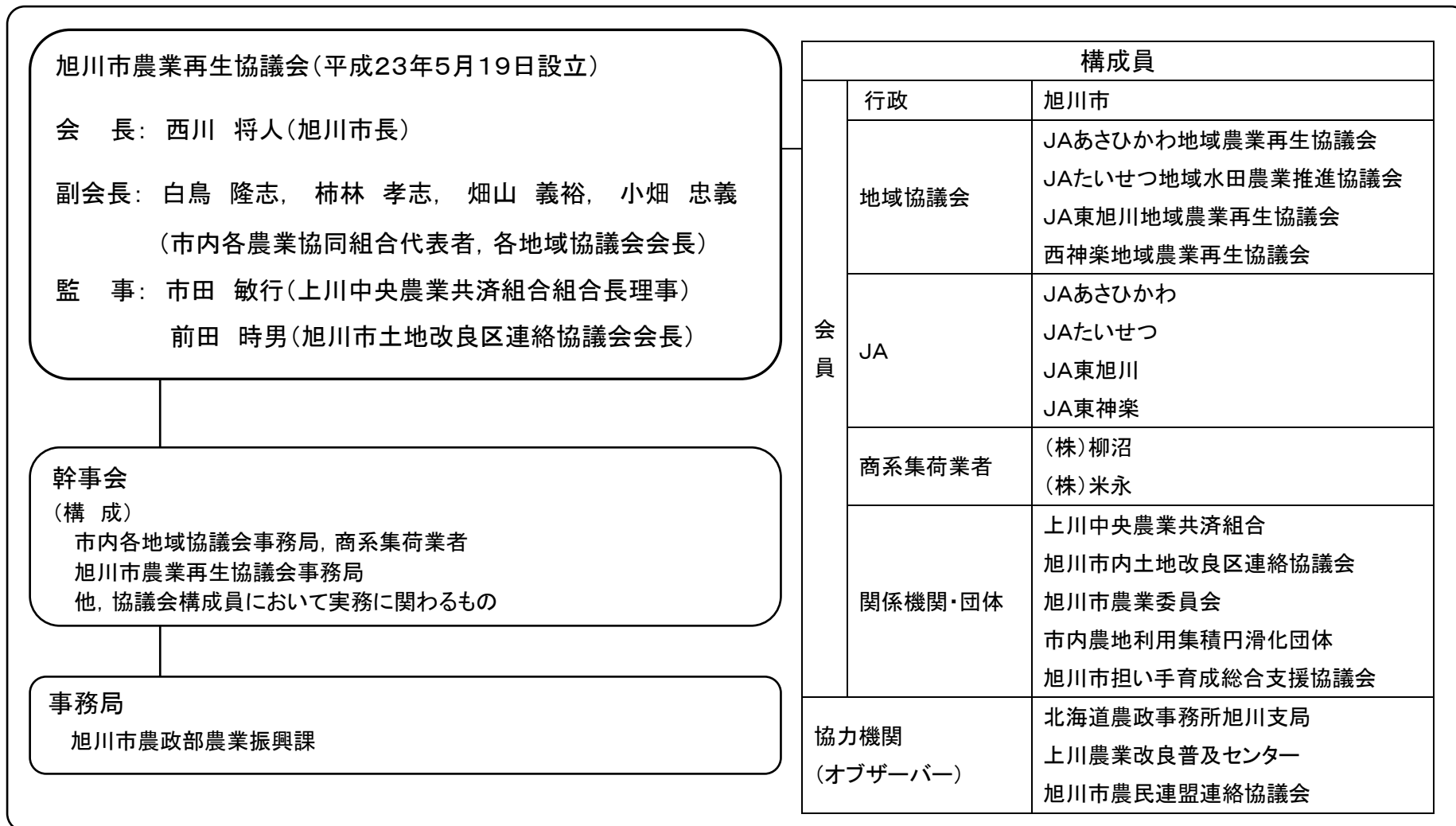
概要

平成23年4月より、農業経営の安定と国内生産力の確保を図ることで、食料自給率の向上や農業の有する多面的機能が将来にわたり発揮されることを目的とした、農業者戸別所得補償制度が本格実施されました。この制度の旭川市における実施体制として、これまで地域の産地形成を担ってきた地域水田農業推進協議会の特色を活かしつつ、本制度の円滑な事業推進を図るための総合的な協議の場として、平成23年5月19日に設立しました。

主な事業内容

- 経営所得安定対策等交付金の普及・推進
- 経営所得安定対策等推進事業(交付金の交付事務)の実施
- 需要に応じた作物の生産方針等の策定
- その他、本対策の実施に係る案件の協議

旭川市農業再生協議会組織構成



旭川市農業再生協議会における構成員の役割

旭川市農業再生協議会：経営所得安定対策等の普及推進や需要に応じた作物の生産方針等の策定の他、以下に掲げる事項について、これまでの地域の特色を活かし、総合的に協議する。

構成員		主な役割	
会員	行政	旭川市	
	地域協議会	JAあさひかわ地域農業再生協議会 JAたいせつ地域水田農業推進協議会 JA東旭川地域農業再生協議会 西神楽地域農業再生協議会	
	JA	JAあさひかわ JAたいせつ JA東旭川 JA東神楽	
	商系集荷業者	(株)柳沼 (株)米永	
	関係機関・団体	上川中央農業共済組合	対象作物(産地交付金の助成作物を含む)の作付面積等の確認事務 農業者の水田情報等の収集・整理事務
		旭川市内土地改良区連絡協議会	荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動 担い手の育成・確保に関する事 担い手育成に対する支援活動
		旭川市農業委員会	
		市内農地利用集積円滑化団体	
	旭川市担い手育成総合支援協議会		
	協力機関 (オブザーバー)	北海道農政事務所旭川地域センター	経営所得安定対策等に関する事
上川農業改良普及センター		担い手育成に対する支援活動	
旭川市農民連盟連絡協議会		その他、本対策等の円滑な実施に必要な活動	